

霧島市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

霧島市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

平成26年6月2日 提出

霧島市長 前田 終 止

霧島市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

霧島市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年霧島市条例第59号）の一部を次のように改正する。

別表中

「 個人情報保護審議会委員	日額 11,500 円	」を
固定資産評価審査委員会委員長	日額 5,500 円	

「 個人情報保護審議会委員	日額 11,500 円	」に改める。
いじめ問題対策委員会会長	日額 12,500 円	
いじめ問題対策委員会委員	日額 11,500 円	
固定資産評価審査委員会委員長	日額 5,500 円	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）の施行に伴い、霧島市いじめ問題対策委員会を設置したことにつき、当該委員会の会長及び委員の報酬額を定めるため、本条例の所要の改正をしようとするものである。